

学校法人相模女子大学理事会運営規則

令和7年3月27日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人相模女子大学（以下「本法人」という。）の理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会の運営を行うため、理事会の職務権限、業務決定の委任、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録その他の必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 職務権限

(理事会の構成)

第2条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の職務権限)

第3条 理事会は、原則1か月に1回開催するほか、必要に応じて隨時に開催し、私立学校法関係法及び寄附行為に従い、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校法人の業務を決定すること。
- (2) 必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、又は評議員会の決議を得て、本法人の業務遂行上の重要事項を審議・決定すること。
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事その他本法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

(理事会の決議事項)

第4条 理事会は、本法人の業務について、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 本法人及び本法人が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針の策定
- (2) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針の策定及び具体的な整備
- (3) 重要な資産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (6) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (7) 寄附行為の変更

- (8) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 本法人が設置する学校の学長、校長及び園長の選任及び解任
- (11) 合併及び私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (12) 学則及び教授会規則の制定並びに変更
- (13) その他理事会の定める諸規則の制定及び変更
- (14) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (15) 残余財産の帰属者
- (16) 理事長が作成する事業報告書及び決算書類の承認
- (17) 役員が任務を怠ったことによって生じた損害（善意でかつ、重大な過失がない場合に限る。）について本法人に対し賠償する責任の免除
- (18) 本法人が役員又は会計監査人のために締結する補償契約の内容
- (19) 役員又は会計監査人のために締結する賠償責任保険契約の内容
- (20) 理事会・評議員会規則、及び就業規則その他学校法人及び設置学校の管理及び運営に関する重要な規則の制定及び変更
- (21) 前各号に掲げるもののほか、理事会の議決が必要とされる重要な事項

2 理事会は、前項第3号から第9号に掲げる事項（第7号については、私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く）についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

3 理事会は、第1項第7号及び第11号（第7号については、私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項）に掲げる事項の決定をするときは、評議員会の決議を得なければならない。

4 前項に定める決定事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的事項として、再度評議員会を招集することができるものとする。全ての理事は、当該評議員会に出席し、改めて必要な説明を行い、評議員会は、理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

（理事長等の選定及び解任）

第5条 理事会は、理事長、専務理事及び常務理事の設置、選定及び解任を決定する。

（評議員会の招集）

第6条 理事会は、理事長が招集する評議員会の開催を決定する。

2 理事会は、前項の評議員会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会開催の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその

旨

(4) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるこことするときは、その旨

(5) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信技術利用方法によって議決権を行使することができるこことするときは、その旨

(理事の選任及び解任)

第7条 理事選任機関である理事会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで理事の選任を決定する。

2 前項の場合、理事選任機関である理事会は、理事の選任に関する評議員会の意見を尊重しなければならない。

3 理事選任機関である理事会は、理事が寄附行為第10条第1項のいずれかに該当するときは当該理事の解任を決定する。

第3章 業務決定の委任

(常任理事会への委任)

第8条 理事会は、第4条第1項及び第5条から第7条に定める事項を除き、次に掲げるいずれかのものに委任することができる。

(1) 常任理事会

(2) 理事会において指名した理事

2 緊急の必要があるため理事会を開催するいとまのないときは、常任理事会において第4条第1項に掲げる事項に係る業務の決定を先決することができる。

3 前項の規定によって先決した事項は、次の理事会において議案として提出し、承認を得なければならない。

4 その他常任理事会の運営については別に定める。

第4章 運営

(理事会の招集)

第9条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 監事は、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認め、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求することができる。

6 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

8 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

9 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第10条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事を議長に充てる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、理事会の運営を主宰し、その管理をする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第11条第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議案等)

第11条 会議の目的である事項及び議案は、理事長が提案する。

2 議長は、理事又は担当職員に会議の目的である事項及び議案の説明をさせることができる。

3 次の各号に掲げる議案を理事会へ提出するには、各監事の同意を得なければならない。

(1) 寄附行為の定めに基づく理事の責任の免除に関する議案

(2) 寄附行為を変更し非業務執行理事との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を設ける議案

(発言)

第12条 発言は、すべて議長の許可を得てしなければならない。

(定足数)

第13条 寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、理事会を開き、議決をすることができない。

(出席扱い)

第14条 理事は、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示することができる。

2 前項による意思表示を行った者は、出席者として議決に加わることができる。

(採決)

第15条 議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票若しくは挙手などの方法によるものとし、議長がこれを定める。

2 挙手又は口頭による採決は、付議される事項について異議の有無を問う方法によることができる。

3 可否同数のときは、議長が決する。

(決議要件)

第16条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) 本法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(監事の出席義務等)

第17条 監事は、理事会に出席し、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、必要な場合には意見を述べなければならない。ただし、議決権は有しない。

(議事録)

第18条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議長は、理事又は本法人職員のうちから議事録の作成者を指名する。

3 議事録の作成者は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認を求めることができる。

4 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちから互選された理事2人及び監事が署

名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）又は記名押印しなければならない。

5 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は会計監査人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

（2）理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨

イ 第9条第3項の規定により理事長以外の理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 第9条第4項の規定により理事が招集したもの

ハ 第9条第5項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの

二 第9条第6項の規定により監事が招集したもの

（3）開会及び閉会に関する事項

（4）理事、監事及び会計監査人の現在員数

（5）理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

（6）理事会の議長の氏名

（7）議事録の作成に係わった者の職氏名

（8）理事会の議事の経過の要領及びその結果

（9）決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

（10）次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 競業取引及び利益相反取引についての重要な事実の報告

ロ 監事の意見

ハ 理事の不正の行為若しくは法令等に違反する重大な事実を発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令等の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときの監事による報告

ニ 補償契約に基づく補償をしたときの当該補償についての重要な事実の報告

（11）利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思

（12）その他議長が必要と認めた事項

6 理事会の報告の省略により理事会への報告があったとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を記載する。

（1）理事会への報告があったものとみなされた事項の内容

（2）理事会への報告があったものとみなされた日

（3）議事録の作成に係わった者の職氏名

7 議事録の内容は次の理事会において確認を求め、出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、理事会に諮って、議長が議事内容と記載内容を確認して、その正否を決定しなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であって議事録の記載内容に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 議事録は、理事会の日から10年間、常にこれを主たる事務所に備えて置き、適切に保存、管理しなければならない。

(議事録の閲覧請求等)

第19条 本法人は、評議員が本法人の業務時間内に、理事会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

2 本法人は、債権者が役員の責任を追及するため必要があるとして、裁判所の許可を得て、理事会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

第5章 梯則

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。